

## 令和2年度 教育委員会 第6回定例会 議案

1 日 時 令和2年7月15日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 議 案

第14号議案	静岡県教育委員会組織規則の一部改正	… 1
<非>第15号議案	人事異動	…非
<非>第16号議案	教職員の懲戒処分	…非
<非>第17号議案	静岡県立中央図書館協議会委員の任命	…非

(4) 閉 会

第 14 号議案

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

全国高校総合体育大会の中止に伴い、静岡県教育委員会組織規則の一部改正を行う。

令和 2 年 7 月 1 5 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 第 14 号議案 概要

### 静岡県教育委員会組織規則の一部改正

#### 1 改正の理由

全国高校総合体育大会の中止に伴い必要な改正を行う。

#### 2 改正の内容

健康体育課全国高校総体推進室を廃止する。

#### 3 施行期日

令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

**静岡県教育委員会規則第 号**

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(位置及び組織)			(位置及び組織)		
<b>第7条</b> (略)			<b>第7条</b> (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。			3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。		
課名	室名	班名	課名	室名	班名
(略)			(略)		
<u>健康体育課</u>	<u>全国高校総体推進室</u>	<u>全国高校総体推進班</u>			
(所掌事務)			(所掌事務)		
<b>第8条</b> 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。			<b>第8条</b> 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		
課名	班名		課名	班名	
(略)			(略)		
健康体育課	(1)～(10) (略) (11) <u>全国高等学校総合体育大会の 県内の競技開催に関すること。</u> (12) (略)		健康体育課	(1)～(10) (略) (11) (略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

## 第6回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	令和3年度公立高等学校入学者選抜実施要領 【別添資料有】	1
2	令和3年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領 【別添資料有】（資料配布のみ）	3
3	監査結果に関する報告（資料配布のみ）	4

(件名)

令和 3 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

(高校教育課)

1 趣旨

令和 3 年度静岡県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

2 日程

課 程	実 施 内 容		期間及び実施日 (全て令和 3 年)
全日制の課程 及び 定時制の課程	一般選抜 及び 特別選抜	願書受付	2月16日(火)～ 2月18日(木)
		志願変更受付	2月24日(水) 2月25日(木)
		学力検査等(全日制)	3月3日(水)
		学力検査・面接等(定時制)	
		面接・実技検査等(全日制)	3月4日(木)
		追検査受検願受付	
		追検査	3月9日(火)
	合格者発表	3月12日(金)	
	再募集	願書受付	3月16日(火) 3月17日(水)
		面接等	3月22日(月)
合格者発表		3月24日(水)	
単位制による 定時制の課程	一般選抜 (春季選抜)	一般選抜に準じて実施する。	
	秋季選抜	願書受付	8月4日(水) 8月5日(木)
		基礎力検査及び自由表現等	8月17日(火)
		追検査	8月19日(木)
		合格者発表	8月24日(火)
単位制による 通信制の課程	願書受付	3月18日(木)～ 3月29日(月)	

### 3 主な改正点

#### (1) 学科改善等

ア 静岡城北高等学校（全日制）

国際科 ⇒ グローバル科

イ 科学技術高等学校（全日制）

電子工学科、物質工学科 ⇒ 電子物質工学科

ウ 天竜高等学校（全日制）

森林科、環境科 ⇒ 森林・環境科

#### (2) 学校裁量枠選抜段階の追加

ア 伊豆総合高等学校土肥分校（普通）

Ⅱ 体育的活動（選抜割合：15%程度、選抜対象者：希望者）

イ 裾野高等学校（総合）

Ⅱ 学科への適性（選抜割合：3%程度、選抜対象者：希望者）

ウ 沼津商業高等学校（総合ビジネス、情報ビジネス）

Ⅱ 中学校における学習（選抜割合：15%程度、選抜対象者：全員）

#### (3) 特別選抜

海外帰国生徒選抜の実施科及び選抜割合

ア 静岡城北高等学校（全日制）

普通科（若干名）を追加

イ 浜松湖南高等学校（全日制）

英語科の選抜割合を若干名から20%程度に変更

#### (4) 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

項目を追加

(件 名)

## 令和 3 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

(高校教育課)

(趣旨)

令和 3 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程は以下のとおりである。

## 1 日程

実 施 内 容		期 間 及 び 実 施 日
入学願書等の受付		令和 2 年 12 月 8 日 (火) ～12 月 11 日 (金) 正午
検査の実施等	総合適性検査及び作文	令和 3 年 1 月 9 日 (土)
	面接	令和 3 年 1 月 10 日 (日)
選抜結果の通知 (小学校長及び受検者本人あてに通知する。)		令和 3 年 1 月 20 日 (水)
入学意思確認		令和 3 年 1 月 20 日 (水) ～1 月 25 日 (月) 正午※
入学予定者の補充		令和 3 年 1 月 26 日 (火) ～1 月 29 日 (金)

※土日休日を除く期間で実施する。

## 2 募集定員

対 象 校	定 員
県立清水南高等学校中等部	120 人
県立浜松西高等学校中等部	160 人



## 監査結果に関する報告

(教育総務課)

### 1 概要

令和元年度第 4 回及び 5 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項 目	監査結果	対象期間	監 査 方 法	対 象	結果内容
第 4 回	R 2 . 3 . 4	R 1 . 11 . 20 ～	定期監査	25 所属	指摘 1 件 注意 10 件
		R 2 . 1 . 24	財政的援助団体監査	1 所属	注意 1 件
第 5 回	R 2 . 3 . 27	R 1 . 12 . 20 ～	定期監査	18 所属	注意 7 件
			随時監査	3 所属	指摘 2 件
		R 2 . 3 . 11	財政的援助団体監査	1 所属	指摘等なし

### 2 監査結果の区分

#### (1) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

#### (2) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

#### (3) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

### 3 指摘等一覧

#### (1) 令和元年度第4回 監査結果

##### ア 定期監査

###### <指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
東部の県立高等学校、校名は非公表	教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生	P. 7

###### <注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
伊豆総合高等学校	環境整備作業における通行車両損傷事故の発生	P. 8
裾野高等学校	特殊勤務手当の不正受給	P. 9
藤枝東高等学校	交通加害事故（人身事故）の発生	P. 10
横須賀高等学校	交通加害事故（人身事故等）の発生	P. 11
小笠高等学校	交通加害事故（人身事故）の発生	P. 12
浜松商業高等学校	交通加害事故（人身事故）の発生	P. 13
浜松湖北高等学校	教員による生徒への体罰行為の発生	P. 14
中央特別支援学校	交通加害事故（人身事故等）の発生	P. 15
藤枝特別支援学校	交通加害事故（人身事故）の発生	P. 16
掛川特別支援学校	交通加害事故（人身事故）の発生	P. 17

##### イ 財政的援助団体への監査

###### <注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
一般財団法人 静岡県青少年会館	投資有価証券の不適切な運用、評価及び取得	P. 18

(2) 令和元年度第5回 監査結果

ア 定期監査

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
下田高等学校	建設工事の不適切な設計	P. 19
下田高等学校	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り	P. 20
松崎高等学校	建設工事の不適切な施工	P. 21
静岡農業高等学校	現金の不適切な管理	P. 22
静岡商業高等学校	建設工事の不適切な施工	P. 23
清流館高等学校	不適切な管理による郵券類（レターパック）の亡失	P. 24
浜松西高等学校	大学受験用の調査書の誤作成	P. 25

イ 随時監査

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
東部の県立高等学校、校名は非公表	わいせつ行為の発生	P. 26
東部の県立高等学校、校名は非公表	児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生	P. 27

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年5月、高校の校門前の通学路となっている坂道で、悪ふざけのつもりで、同校の男子生徒1人に詰め寄り、腕をつかんで振り回した後、胸のあたりを押して、通学路横の急斜面に突き落とす。その結果、同生徒は7メートル程度転がり落ち、全治1か月程度の怪我を負った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、継続的に指導、研修を実施することで、本人に反省と自覚を促しました。また、被害者生徒の心身のケアに努め、通常の学校生活に、早期に復帰できるようサポート体制を整えました。</p> <p>令和元年6月21日に、生徒集会及び保護者会を開催し、本件に関する説明と謝罪を行いました。設備面では、通学路の安全対策を強化し、転落防止用安全柵の設置を行いました。</p> <p>全職員に対しては、管理職から臨時職員会議等において本件に関する説明等を随時行いました。令和元年8月27日に本件をテーマに職員コンプライアンス研修を実施、令和元年9月27日の職員会議後に研修の振り返りを行いました。当該研修では、不祥事根絶に向けて職員間で意見交換を行い、特にチームで職務にあたることの大切さを再認識しました。</p> <p>また、令和元年10月25日には、県教育委員会から講師を招き、不祥事発生の現状と課題をテーマに不祥事根絶研修を実施しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス研修の充実を図り、不祥事の再発防止を徹底していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆総合高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 環境整備作業における通行車両損傷事故の発生</p> <p>3 内 容 敷地内において、エンジン式草刈機を使用して環境整備作業を行っていた際、草刈機からの飛び石により、走行中の車両を破損する事故が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、平成30年7月に実施した刈払い機を使用した環境整備作業において、安全衛生管理対策が不十分で、作業現場への車両接近に気づかなかったことが原因です。</p> <p>このことを受け、環境整備業務に従事する全職員に対し、安全衛生教育を改めて実施しました。</p> <p>また、管理職が、環境整備作業の現場を確認し、作業中の安全確保、事故防止について具体的な指示を行いました。</p> <p>今後は、関係法令等を遵守して作業を計画、実施するとともに、安全衛生教育を継続します。また、現場では、安全確保のための手順を確実に実施することにより再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
裾野高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 特殊勤務手当の不正受給</p> <p>3 内 容 裾野高等学校の臨時講師は、平成30年7月から31年1月までの週休日、祝日、計37日分について部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、特殊勤務実績簿に虚偽の実績を記載して報告し、特殊勤務手当（131,400円）を受給した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本事案が発覚後、校長が改めて不祥事根絶への意識を高めるため、平成31年4月から次の取組を実施し、全教職員の給与等適正受給に係る意識の向上を図るとともに、手当確認時におけるチェック体制を強化して、再発防止に努めています。</p> <p>1 各部活動が作成している活動計画書に加え、新たに顧問ごとの部活動計画書を作成することで計画的な業務の遂行を指示しています。</p> <p>2 特殊勤務実績簿提出の際、虚偽の申告はないことを表記した一覧表に押印を求めることで、教職員の法令遵守への意識確認をしています。</p> <p>3 令和元年6月25日に本件をテーマとしたコンプライアンス研修（グループ研修）を実施し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合い、規範意識を高めました。</p> <p>4 学校評議員やコンプライアンス委員会に情報発信をし、外部の視点からコンプライアンスへの取組みについて意見を求め、改善に努めています。</p> <p>5 教科・分掌外でも、お互いに率直な意見を言える場を作り、「風通しのよい職場づくり」に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝東高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該職員に対し、所属長からそれぞれ厳重に注意し、関係者等との連絡や調整等に不備なく誠実な対応をするよう指導するとともに、それぞれの事犯発生後速やかに、教職員の朝の打合せにおいて事案を共有し、交通事故が不注意から発生していることを踏まえ、安全な自動車運転について注意喚起を行いました。</p> <p>また、平成30年度以前も、教職員に対し交通安全の徹底に取り組んで参りましたが、次の取組を実施することで教職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努めています。</p> <p>1 職員会議及び朝の打合せにおいて、教職員に対し、交通事犯の具体的事例を示しつつ、交通規則遵守及び交通安全の意識高揚に努めるよう指導するとともに、たとえ軽微な事案であっても速やかに管理職に報告することを徹底しています。</p> <p>2 校内の不祥事根絶研修において、県内で発生した交通事犯の事例を用いて、その原因、対策等について教職員に考えさせ、同様のことが発生することのないよう指導しています。</p> <p>3 教育委員会が配信する事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を実施するよう、管理職から受講を促し、事故防止に対する意識の高揚を図っています。</p> <p>4 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」の導入を実施します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
横須賀高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成30年度に発生した2件の交通加害事故の原因は、いずれも本人の不注意によるものでした。当該職員に対しては、事故直後に校長から嚴重注意し、安全運転について指導を行いました。</p> <p>また、朝の打合せ時に、全教職員に対して校長・副校長から交通安全、交通ルールの遵守等について話をし、以下のとおり注意を喚起しました。</p> <p>交通事故防止のための取組</p> <p>1 職員会議後の校内研修で、交通事故ニュースや安全運転管理のヒント等の資料を配布し、交通安全意識の向上や安全運転のためのテクニックの周知に努めています。特に、飲酒運転撲滅のため、アルコール摂取量による呼気アルコール濃度を知るワークショップを行うなど研修に力を入れました。</p> <p>2 副校長が、朝の打合せ時に事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を促し、交通安全意識の向上に努めています。</p> <p>3 県教育委員会から懲戒処分の公表があった場合は、朝の打合せで伝え、掲示板にコンプライアンス通信を掲載し、交通事故・交通違反に対する注意喚起を行っています。</p> <p>4 平成30年度より勤務時間終了時に管理当番が交通安全を呼びかける放送を流しています。</p> <p>今後の防止策</p> <p>今回の監査結果を受けて、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、無事故無違反の継続に努めます。また、今後も定期的に交通ルールの遵守等について注意を喚起し、交通安全講話を行うなど研修の機会を設け、職員の交通安全意識を高めて再発防止に努めます。</p>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
小笠高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>いずれの事故も職員の不注意によるものであり、平成28年度から30年度の発生当時、校長から当該職員に対して、厳重な注意と指導を行いました。</p> <p>事故直後の職員会議で、全職員に対して交通事故防止の注意喚起を行い、余裕を持って安全運転を心掛けるよう訓示しました。</p> <p>また、安全運転に対する職員の意識を改革し、学校全体で交通事故防止に取り組むため、以下の対策を講じています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毎月の職員会議において、校長から交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性等を継続して注意喚起しています。</li> <li>2 県教育委員会から事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、朝の打合せにおいて教頭が全職員に対し受講を呼びかけるとともに、受講率の低い職員には直接指導しました。</li> <li>3 県教育委員会発行の「コンプライアンス通信～信頼にこたえるために～」を活用して、飲酒運転根絶チェックやアルコール分解速度等について職員研修を行いました。</li> <li>4 警察署から発せられる「交通事故情報」や「安全運転管理だより」を配付して情報提供を行い、交通安全規範意識の向上に努めています。</li> <li>5 交通安全スローガン「安全をつなげて広げて事故ゼロへ」を職員室及び事務室に掲示し、交通安全意識の高揚を図りました。</li> <li>6 P T A活動の一環として、5月と10月に教員がP T A役員とともに街頭に立ち、生徒に交通安全指導を行い、教職員に対しても安全運転の啓発を行っています。</li> <li>7 アルコール検査器でのセルフ検査や、飲酒の機会での運転厳禁の呼びかけを随時、行っています。</li> <li>8 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故メーターの導入等、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</li> </ol>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松商業高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>事故の発生を受けて、その都度（平成28年12月、平成29年8月、平成31年3月）、校長から当該職員に対し、安全確認不足による加害責任の重さ、状況によっては甚大な被害を起こす危険性の理解と認識、教育公務員としての反省を促すなど指導を行いました。</p> <p>また、校長から全職員に対しても職員会議において、交通安全意識を高く持ち、交通事故に充分注意をするように注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、交通事故や交通違反についての事例発生の都度、朝の打ち合わせにおいて、校長から事故や違反の内容を具体的に挙げて注意喚起をするとともに、教職員が全体で事故防止について意識することを促しました。</p> <p>その他、全国交通安全運動の実施前や長期休業期間前などには、職員会議において、副校長から交通事故への危険意識などについての再確認を行うとともに、事故削減プログラムについて実施を促しました。これらの注意喚起時に、前回事故から無事故であることを伝え、引き続き無事故を継続しようとする意識を高めるため啓発を行いました。</p> <p>これらにより、全職員が交通安全意識を高く持ち続け、令和元年度は、交通加害事故の発生はありませんでした。</p> <p>今後も引き続き交通加害事故の発生を防止するための新たな取組として、セーフティーチャレンジラリー・イン浜商を行うほか、無事故メーターの掲示などにより全職員で交通安全意識の徹底を図り、交通加害事故の防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 浜松湖北高等学校佐久間分校の教諭は、平成31年3月、自らが指導する男子野球部の練習後に、部員生徒の首のあたりを両脇で抱え込むように掴んで投げた。当該生徒は体勢を崩して倒れ込み、校舎の壁に設置してある鉄製パイプに歯をぶつけ、上前歯2本を破折した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、生徒の態度に対し当該教諭が感情的になってしまった結果、発生した事案です。このことを受け、次の取組を実施するとともに、再発防止に努めています。</p> <p>当該教諭に対しては、本事案発生直後から副校長による面談を7回実施し、問題点の理解、原因の理解と改善のほか、アンガーマネジメントについて話をし、当該教諭が反省し、今後このようなことがないように、学校全般の教育活動に取り組む意思を確認しました。</p> <p>学校全体の取組としては、従来より副校長がコンプライアンス通信を全教職員に配付し、その通信の内容が理解されているかの確認をすることで、不祥事根絶への意識を高めていました。</p> <p>事案発生後においては、従来の呼びかけに加えて、月1回職員会議後にコンプライアンス研修を全教職員対象に実施し、人権感覚チェックやアンガーマネジメントにより体罰の再発防止方策を示すとともに、組織として不祥事根絶に取り組む体制づくりへの意見交換を行っています。</p> <p>今後は、さらに相談しやすい風土づくりを推進し、全教職員で再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央特別支援学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件について、教頭が当該職員に状況を確認したところ、職員の不注意によるものでしたので、          厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、教頭が職員会議や職員打ち合わせで全職員に事故の状況を説明し、交通事故防止に向けて          注意喚起を行い、以下の取組を実施しました。</p> <p>今後も交通加害事故撲滅に向けた取組を継続して実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全委員による安全運転呼び掛けポスター（通勤途上に起きた危険事案とその対策）を掲示しました。</li> <li>2 職員のNES掲示板上で、事例（近隣で起きた事故や新聞記事等）をもとにした交通安全の呼び掛けを行いました。</li> <li>3 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を受講しました。</li> <li>4 職員玄関に交通加害事故が起きていない期間を示す「無事故メーター」を設定しました。</li> <li>5 懲戒処分が発表されるたびに、職員会議や職員打ち合わせでコンプライアンス通信を参考に事故の背景や対策を確認しました。</li> </ol>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>交通事故を未然に防止するため、職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、令和元年度は新たな取組として1を行いました。今後も交通加害事故撲滅に向けた取組を継続して実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全教共済による「安全運転カフェ」を活用し、教職員の事故のリスクや対策について個々の気付きを話し合い、一人一人交通事故防止の意識の向上を図りました。</li> <li>2 e-ラーニング（毎月各個人に配布される交通安全意識向上のための研修プログラム）への取組を月初めに呼びかけ、未実施者には個別に呼びかけを行い毎月100パーセントのトレーニング達成を目指します。</li> <li>3 東京海上日動火災による安全運転に関する講習会の開催及び運転者の適性をチェックするなど、職員の運転に関する知識・技能の確認を行いました。</li> <li>4 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化に取り組んでいます。</li> <li>5 週に2回、朝の打ち合わせ時に職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどを発表し、職員の安全運転意識の向上に努めています。</li> <li>6 懲戒処分の公表があった場合は全職員に伝え、特に、交通事故の原因や処分内容を説明し、職員に注意を促しています。</li> <li>7 校長などの管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い職員に伝達しています。</li> <li>8 春・夏・秋・年末の交通安全期間中に、管理職等が街頭指導を2回ずつ実施し、安全運転意識の向上を図っています。</li> <li>9 セーフティチャレンジラリーに多くの教職員が参加し、安全運転に対する意識を高めています。</li> </ol>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川特別支援学校	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件について、副校長が該当職員に状況を聞き取ったところ、職員による不注意によるものでしたので、校長から厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、副校長が朝の職員打ち合わせで全職員に事故の状況を説明し、交通事故防止に向けての注意喚起を行い、以下の取組を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毎年、7月に交通事故削減講習会を実施しており、令和元年度は掛川警察署交通課長による講話を全職員が聞き、交通安全意識を高めました。</li> <li>2 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）については、月末にチェック表で受講を確認し、100%受講しました。</li> <li>3 K-MIXチャレンジラリーに全職員がエントリーし、無事故無違反を目標に取り組みました。</li> <li>4 令和元年度から新たに、職員のNES掲示板で、「交通安全で気を付けていること」を全職員が週1回、順番掲載して紹介しました。</li> <li>5 懲戒処分が発表されるたびに、朝の職員打ち合わせでコンプライアンス通信を参考に事故の背景や対策を確認しました。</li> <li>6 交通安全標語コンクールを校内職員で実施し、全職員に1つ標語を出してもらい、職員による投票で、3位まで表彰しました。10位までの標語をトイレの個室のドアに掲示しました。</li> <li>7 今後、令和2年度から職員玄関に加害事故が起きていな期間を示す「無事故メーター」を設定する予定です。</li> </ol>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
一般財団法人 静岡県青少年会館	令和2年3月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 投資有価証券の不適切な運用、評価及び取得</p> <p>3 内 容 法人が所有する投資有価証券について、以下の不適切な運用等があった。</p> <p>1 満期保有目的以外の国債は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、額面金額を計上していた。また、時価評価額と取得額の差額を正味財産増減計算書に計上していなかった。</p> <p>2 外貨建債券の運用にあたり、資金運用規程で定める理事会の承認を得ておらず、購入した外貨建債券は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、購入額を計上していた。</p> <p>3 資金運用規程で定める範囲を超えて、償還年限が20年を超える債権を取得していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>監査結果を受けて、次のとおり処理することとしました。</p> <p>1 満期保有目的以外の国債の期末処理 基本財産に対する誤認が原因であったことから、令和元年度決算報告から期末貸借対照表は時価評価額で計上するとともに、時価評価額と取得額の差額を正味財産増減計算書に計上します。</p> <p>2 外貨建債券等の運用等 資金運用上の誤認が原因であったことから、今後は、資金運用規程に基づき理事会の承認を得てから外貨建債券を運用し、購入した外貨建債券は、期末貸借対照表において時価評価額を計上します。</p> <p>3 資金運用規程の改正 安全性と有利な運用を図るため、理事会にて資金運用規程を改正し、償還年限を20年から40年に改め、運用幅を広げました。</p> <p>今後は、資金運用規程を遵守するとともに、複数人で資産管理に取り組むなど、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分      注意</p> <p>2 件 名                    建設工事の不適切な設計</p> <p>3 内 容                    平成30年度に実施した目隠し用フェンス設置工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い施工した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、設計審査時の指示事項について、学校側の理解が不十分であったことが原因です。今回の監査における指導を受け、フェンス製造業者に構造計算の根拠資料の作成を依頼し、令和2年2月7日に財務課に状況を説明し、対応方針を確認しました。</p> <p>財務課からの回答を受け、令和2年2月17日に本校職員3名で安全が確保できるよう、目隠し用フェンスのパネルの下半分を撤去しました。</p> <p>今後は次のような取組により、再発防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な図面に基づいた見積書の提出を業者に依頼します。</li> <li>・ 工事の設計の内容について、疑問点等は設計審査担当者に十分確認します。</li> <li>・ 十分な工期を確保し、余裕をもった発注をします。</li> </ul>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分      注意</p> <p>2 件 名                    非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り</p> <p>3 内 容                    令和元年度の非常勤職員の年次有給休暇について、繰越日数の付与に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、複数の事務職員が当該非常勤職員の前歴期間を誤って認識しており、かつ履歴書での前歴期間を確認しなかったことが原因です。</p> <p>本来は、要綱、履歴書、基本報酬算定調書を照合の上、年休計算表を作成すべきでしたが作成されていませんでした。</p> <p>今回の監査における指導を受け、令和元年度の年次有給休暇について再計算を行い、正しい日数を付与するとともに、当該非常勤職員に説明しました。</p> <p>今後は、前歴によらず、要綱、履歴書、基本報酬算定調書を照合の上、年休計算表を作成することにより事務室全体で再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
松崎高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分      注意</p> <p>2 件 名                    建設工事の不適切な施工</p> <p>3 内 容                    平成30年度から令和元年度にかけて実施したネットフェンス設置工事において風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な施工が確認された。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、設計や監督業務における構造物の安全に対する検討及び確認が不足していたことが原因です。今回の監査における指導を受け、令和2年度中に、風荷重による転倒に対する安全性を考慮したフェンスの補強工事を行うとともに、工事が施工されるまでは状況により、立入禁止箇所とするなどの安全対策を講じます。</p> <p>今後は、設計の見積を徴取する際には、メーカーの標準施工図等を参考にして、風荷重による転倒に対する安全確認を行います。さらに、施工においても設計どおりの大きさの基礎が納入されているかなどの確認を確実にを行い、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡農業高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 現金の不適切な管理</p> <p>3 内 容 部活動の農産物売上金について、担当教諭が学校徴収金等事務処理基準の規定に従わず、1か月以上に渡り事務机の引き出しに保管していたところ、盗難の被害に遭った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、改めて全職員に下記のとおり継続的に周知徹底を図ることで、再発防止に努めています。</p> <p>1 現金の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎学期に1回、職員会議等で全職員を対象に会計の適正管理に関する研修を行い、学校徴収金等事務処理基準等の原理、原則の確認を繰り返し実施しています。</li> <li>・生産物売上金や各種検定料などの現金は、必ず事務室金庫に保管し、当日又は翌日に納入、入金することを徹底しています。</li> <li>・農業実習会計の栽培計画にない生産物を売り払う場合には、事前にその妥当性を事務室に相談することを徹底しています。</li> </ul> <p>2 施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎学期に1回、職員会議等で全職員を対象に施設の適正管理に関する研修を行い、県有財産管理の原理、原則の確認を繰り返し実施しています。</li> <li>・全職員の鍵の所持状況を把握・管理し、年度末の人事異動時の担当間での鍵の受け渡しは行わず、必ず事務室を介す等、適切な管理に努めています。</li> <li>・執務室等では、在室札を活用し在室者、最終退室者等を把握するとともに、職員が不在となる場合は、短時間でも施錠することを徹底しています。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡商業高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分      注意</p> <p>2 件 名                    建設工事の不適切な施工</p> <p>3 内 容                    平成30年度から令和元年度にかけて実施したネットフェンス設置工事において、受注者から提出された施工承認図に対して、既設基礎コンクリートの基礎構造に係る協議を行っておらず、その一部において風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な施工を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、設計や監督業務における構造物の安全に対する検討及び確認が不足していたことが原因です。今回の監査における指導を受け、基礎の強度を基準に適合させるための補強工事を令和2年度中に行うとともに、工事が施工されるまでは状況により、立入禁止箇所とするなどの安全対策を講じます。</p> <p>今後は、建築基準法の適合などを参考見積りの段階から細かく精査し、正確な設計内容で工事が実施できるよう、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清流館高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な管理による郵券類(レターパック)の亡失</p> <p>3 内 容 平成30年10月、不適切に管理していたレターパック45枚のうち37枚を亡失していることが判明した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、当該職員が郵券類を使用する都度ではなく、必要だと見込んでいた数量の払出しをしたため、残数を物品取締員に返納することを失念してしまったこと、さらに、郵券類の保管場所を施錠していなかったことが原因です。</p> <p>職員がレターパックの亡失に気づき、執務室を探しましたが、見つけることができなかったため、警察に連絡したことから現場検証が行われ、事件情報として処理されました。</p> <p>その後、校長が当該職員に状況を確認して、平成30年10月3日に物品亡失報告書を出納局長に提出しました。</p> <p>今後の再発防止策として、郵券類は事務室金庫にて保管することとし、使用する時には、その都度、必要数量だけを払出すことを徹底しました。さらに、必要数に変更が生じ、払出した郵券類を使用しなかった場合は、速やかに物品取締員に返納するよう、全職員に周知しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松西高等学校	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分      注意</p> <p>2 件 名                    大学受験用の調査書の誤作成</p> <p>3 内 容                    平成30年度に大学受験用に作成した調査書において、一部の生徒の物理の評定を誤って記入していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 原因</p> <p>    高校3年生の調査書記載の評定について、本来は1学期及び2学期の成績の合算を当該調査書に記載すべきところ、物理の評定において、当該担当教員が誤って2学期のみの成績で評定し、これを調査書に記載してしまったことに対し、教科及び教務の担当段階及び校内で総合的に精査することができなかつたことが原因で発生した事案です。</p> <p>2 対応</p> <p>    事案把握後、直ちに次に掲げる対応を図りました。</p> <p>    (1) 該当する生徒及び出願先大学の確認</p> <p>    (2) 該当する生徒及び保護者への状況説明及び謝罪</p> <p>    (3) 出願先大学への連絡及び提出済み調査書の差替え手続</p> <p>3 生徒への影響の確認</p> <p>    出願先大学への聞き取り及び全ての合否結果に鑑み、影響はなかつたことを確認しました。</p> <p>4 再発防止への取組</p> <p>    (1) 成績処理に当たり、従来のマニュアルに加え、新たにチェックリストを作成し、複数の教員で確認する体制を確立し、調査書作成に係る評定記入の適正化の徹底を図りました。</p> <p>    (2) 本件事案の原因について、教員各々が考えをまとめ、その対策を検討する全体研修を次のとおり実施しました。</p> <p>        ア 実施日   平成31年2月22日（金）</p> <p>        イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織としての問題点及び改善点についての検討</li> <li>・教員間での意見交換</li> <li>・校長講話</li> <li>・検討内容についてのコメントを管理職に提出</li> </ul> <p>    (3) 上記(2)の研修における改善内容等を全教職員で共有し、適正化の意識付けを行うとともに、上記(1)のマニュアル及びチェックリストを使用し、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、女子生徒1人に対し、平成28年11月から平成30年3月の間、ホテル等において、複数回わいせつ行為を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>令和元年11月21日夕方、臨時職員会議を開催し、校長から全職員に本事案の概要を説明し、次のような課題を確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つこと。</li> <li>・ 教育活動における生徒との接し方（携帯電話等での私的なやり取り禁止など）やサービスについての注意喚起の徹底。</li> <li>・ 教職員間の意見交換や管理職等への相談のしやすい風通しの良い職場づくり。</li> </ul> <p>2 学校における再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不祥事根絶研修の計画を県教育委員会と連携して見直し、教職員1人1人の意識に深く伝わる不祥事根絶の研修方法を検討するなど、その研修を定期的に実践します。</li> <li>・ 職員による生徒との携帯電話でのやりとり、メール、SNSに関するアンケートを実施し、実態を調査した上で、禁止徹底を図ります。</li> <li>・ これまで口頭で行っていた懲戒処分の公表をNE Sパソコン上の校内掲示板に載せ、規範意識を高めます。</li> <li>・ また、生徒に対しても、あいさつ、マナー、ソーシャルメディア等の利用方法など、規範意識を高める指導の徹底に努めます。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年6月にSNSを利用して児童ポルノ（画像）を公然陳列したとして、令和元年11月に、児童買春・児童ポルノ禁止違反の容疑で逮捕された。また、教育委員会の事情聴取に対し、令和元年10月に県内で2回盗撮を行ったことを認めた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日の朝の職員打合せ時に、校長から経緯を報告し、改めて不祥事根絶への意識を持つように指示しました。また、当該教諭が懲戒免職処分の申し渡しを受けた令和2年1月23日の午後、臨時職員会議を開催し、再度、校長から全教職員に対し、処分内容を伝えるとともに、モラル・不祥事根絶への高い意識を持つことを指示しました。</p> <p>さらに、当該教諭からの事情聴取及び学校内における若年層の教員への指導状況を再確認し、学校として、次のような課題を確認しました。</p> <p>(1) 教員経験の浅い初任者等に対して、教員の本質的な仕事や資質を問う研修や時間の確保。</p> <p>(2) 不祥事根絶に係る研修等を身近な事として十分に捉えさせるような取組。</p> <p>(3) 年度当初面談等において、若手教員の悩みや相談を引き出せる組織づくり。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>(1) 管理職における定期的な面談等の実施</p> <p>採用年数の浅い職員に対し、校長等の管理職が年度当初や学期末等の節目に、教育者としての資質向上、健全育成を図るための面談等を実施します。</p> <p>(2) カウンセリングの実施</p> <p>教育相談心理アドバイザーによるカウンセリングを活用し、初任者及び2年目の教員に年一回の受講を義務付けます。</p> <p>(3) メンターの設置</p> <p>教員の指導に関して中立的なメンターとなる職員を配置し、日常的な相談体制を整えます。</p> <p>(4) 県教育委員会等からの情報提供</p> <p>県教育委員会から情報提供される「懲戒処分の公表」や「コンプライアンス通信」について管理職がその都度、職員に意識付けを行います。</p>	